

改 正 案	現 行
<p>彩の国みどりの基金条例</p> <p>第一条 (略) (積立て)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額を含めて当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>一 当該積立てをする年度当初の一般会計歳入歳出予算に計上された自動車税の種別割に係る歳入の金額の<u>百分の一</u>に相当する額</p> <p>二 (略)</p> <p>第三条～第六条 (略)</p>	<p>彩の国みどりの基金条例</p> <p>第一条 (略) (積立て)</p> <p>第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額を含めて当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。</p> <p>一 当該積立てをする年度当初の一般会計歳入歳出予算に計上された自動車税の種別割に係る歳入の金額の<u>百分の一・五</u>に相当する額</p> <p>二 (略)</p> <p>第三条～第六条 (略)</p>